

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案等に対する意見公募手続き(パブリックコメント)」  
 に対して寄せられたご意見等について

平成20年6月13日  
 文部科学省 初等中等教育局 教育課程課

標記について、平成20年4月25日から5月25日<sup>(注)</sup>まで文部科学省のホームページ等を通じてご意見を募集したところ、計414件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と、それらに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめました。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見のうち、同趣旨のものは適宜集約し、またパブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

今回、ご意見をお寄せいただきました方々のご協力を厚く御礼申し上げます。

(注)当初、ご意見の受付を5月24日までとしておりましたが、文部科学省における停電により24日にメール及びFAXの受信ができなかったことから、25日到着分のご意見までを受付することといたしました。

(移行措置全体に関すること)

意見番号	意見	回答
1	現場教職員への周知徹底の期間があまりにも短い、新しく加わる内容に関する教材の準備期間がほとんどないなど、移行措置の実施は早急である。	新学習指導要領について、説明会を開催したり、全ての教員へ学習指導要領を配布したりすることなどにより、平成20年度にその内容についての周知・広報に努めてまいります。また、例えば、移行期間中に一部指導内容が前倒しとなる算数・数学及び理科について補助教材を、新たに導入される小学校外国語活動について「英語ノート」を作成・配布するなどの取組を進めてまいります。
2	移行措置の実施は行わず、時間をかけて現場の声を聞き、教育条件の向上に向け取組をお願いしたい。	系統的に学習する必要がある算数・数学及び理科については、新学習指導要領に円滑に移行できるよう、その内容の一部を移行期間中から指導する必要があります。新学習指導要領の円滑な実施のための条件整備の取組を進めてまいります。
3	教育内容の急激な増加、授業時数の増等、子どもと学校現場に無理を強いる移行措置を抜本的に見直すことを求める。	新学習指導要領は、教育基本法や学校教育法などの関係法令や中央教育審議会の答申を踏まえ、改訂したものです。その新学習指導要領を円滑に実施に移すためには、系統的に学習する必要がある算数・数学及び理科については、新学習指導要領の内容の一部を移行期間中から指導する必要があります。新学習指導要領の円滑な実施のための条件整備の取組を進めてまいります。
4	「他の各教科についても、学校の判断によって新学習指導要領にもとづいて実施することも可能とする」としていることから、各学校で全面実施を待たず、どんどん内容が先行して実施される心配がある。	移行期間中に各学校の判断によって新学習指導要領の内容を指導する場合について、平成20年6月13日付け20文科初第386号「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導について(通知)」(以下、「移行措置通知」という)において「その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の時数を確保して指導が行われるようにすること。」としています。

意見番号	意見	回答
5	移行措置及び現行のはじめ規定について、高校入試の扱いはどうなるのか。	平成21年度以降に実施する高等学校の入学選抜に係る学力検査における出題範囲について、移行措置通知において、「移行期間中に実施する高等学校の入学選抜に係る学力検査における出題範囲については、中学校特例告示の内容に留意し、各学年ごとに生徒が履修している各教科の内容を踏まえた適切なものとなるよう十分配慮すること。」としています。 ※中学校特例告示とは、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件(平成20年文部科学省告示第99号)をいいます。
6	先行実施の前に、今回の改訂の内容を、保護者、対象学年の児童・生徒に対してわかりやすく周知説明を図ること	新学習指導要領の内容について、教育関係者のみならず、保護者をはじめとする社会全体で共有されるよう、全ての保護者へのパンフレットの配布や、ホームページでの最新の情報提供などにより、平成20年度に周知・広報に努めてまいります。
7	教材出版社にも移行措置の内容の周知徹底をお願いしたい。	新学習指導要領及び移行措置の内容について、教科書発行者に説明する機会を設けるほか、ホームページで最新の情報を提供するなど、平成20年度に周知・広報に努めてまいります。

(移行期間中の授業時数に関すること)

意見番号	意見	回答
8	総授業時数を増やすだけでは、「知識・技能を活用する力」を育てることはできず、逆に「点数学力」に走る可能性が高い。	授業時数について、今回の改訂では、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、その知識・技能の活用を図る学習活動を充実することができるよう、必要な授業時数を確保することとしております。また、こうした趣旨の周知にも取り組んでまいります。
9	授業時数増は、子どもたちにとって体力的、精神的な負担が大きい。	今回の改訂における授業時数増加の目的は、指導内容の増加だけでなく、つまづきやすい内容を確実に身に付けるための繰り返し学習や、観察・実験、レポート作成や論述などの時間を確保することであり、子どもたちが学習にじっくりと取り組むことを重視しています。なお、授業時数については、児童生徒の発達の段階等を踏まえ、中央教育審議会の答申(H20.1.17)に基づき規定したものです。
10	授業時数増は、教材研究及び授業準備の時間を削減・圧迫するものであり授業の質の低下につながる	授業時数については、学校現場の状況等を踏まえ、中央教育審議会の答申(H20.1.17)に基づき規定したものです。新学習指導要領の円滑な実施のために、学校における事務負担の軽減とともに条件整備の取組を進めてまいります。
11	中学校の選択教科は、教員の持ち時間数によって枠が決められているので、選択教科の教科への配分移行は早めに動いた方がよい。総時間数の増加については現状でよい。	選択教科の授業時数について、移行期間中に数学・理科の授業時数へ順次移行させるとともに、学校選択型選択教科の開設も可能とすることとしています。

意見番号	意見	回答
12	移行期間の時数や内容増加分の準備をする必要があるため、時数や内容の増加については学校の実態に合うよう、まかせてほしい	移行期間中の授業時数及び指導内容については、義務教育における指導内容の共通性を確保しつつ、新教育課程に円滑に移行するとの観点から、移行期間中に全ての学校で最低限指導する必要がある内容を明確にした上で、移行措置を示しています。なお、新学習指導要領の円滑な実施のための条件整備の取組を進めてまいります。
13	①移行措置案並びに実際の運用においても各学校の裁量で選択科目を開設できるという新学習指導要領の趣旨を強調・周知すべき。 ②芸術や体育系の教科では集中的な指導が教育効果を促進されるものであり、硬直的な学年ごとの授業時間の配当に固執せず、各学校の裁量を認めるべき。法令上の中高一貫教育校のみに認められている教育課程編成の弾力的運用を、既存の私立中高一貫校(法令上の中高一貫教育校になっていないが、独自に中高一貫教育を行っている学校)にも準用することができるよう配慮を図るなど、柔軟な運用をみとめるべき。	①選択科目を学校の裁量で開設できるという趣旨については、説明会の場などを用いて周知を図ってまいります。 ②学習指導要領は、全国的に一定の教育水準を確保する観点から、全ての子どもたちに指導すべき内容を示したものです。また、標準授業時数は、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎としているものであり、このような教育課程の基本的な枠組みは国が学習指導要領等において規定すべきものです。また、現行制度においては、法令上の中高一貫校のみが教育課程の特例の適用を受けることとなっています。なお、構造改革特別区域研究開発学校設置事業の全国化(平成20年4月)により、一定の要件を充たす場合には、文部科学大臣の指定を受けることにより、独自の特別な教育課程を編成することが可能となります。

(移行措置内容に関すること)

意見番号	意見	回答
14	移行期間中の学習内容が多すぎる。学習内容を増やすことはやめてほしい。	系統的に学習する必要がある算数・数学及び理科については、新学習指導要領に円滑に移行できるよう、新学習指導要領の内容の一部を移行期間中から指導する必要があると考えています。
15	「国を愛する態度」と「公共の精神」の先行実施に強く反対。 道徳教育の位置づけを大きく変更するものであり、総則、道徳の先行実施は反対。	道徳教育については、中央教育審議会の答申(H20.1.17)においても、道徳の充実について明記されており、それに基づいて学習指導要領を改訂しています。移行措置においては、可能なものは前倒して実施することとしており、その観点から総則及び道徳については先行して実施することとしています。
16	道徳を先行実施し、道徳教育推進教師がおかれることは、道徳の教科化に繋がりがかねない。	道徳教育については、中央教育審議会の答申(H20.1.17)においても、道徳の充実について明記されており、それに基づいて学習指導要領を改訂しています。移行措置においては、可能なものは前倒して実施することとしており、その観点から総則及び道徳については先行して実施することとしています。
17	国語について、新学習指導要領への移行をもう少し積極的に奨励すべき。	移行期間中国語については、各学校の判断によって新学習指導要領の内容を指導することが可能です。その場合は、「移行措置通知」において「その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の時数を確保して指導が行われるようにすること。」としています。

意見番号	意見	回答
18	平成23年度の中学校入学者のみ地理的分野の履修内容が表で示されているのはおかしい。それ以前の入学者、地理以外分野の履修内容も示すべき。また平成23年度入学者の地理的分野の内容について国の責任で補助教材を作成すべき。	中学校の地理的分野について、今回大幅に内容を再編しています。また、平成23年度の中学校入学者は、平成23年度は現行学習指導要領で、平成24年度は新学習指導要領で学習することになります。こうした事情から、新教育課程への円滑な接続が可能となるよう、平成23年度の中学校入学者についてのみ地理的分野で指導すべき内容を示しています。なお、平成23年度の入学者については、平成23年度で指定された内容は現行の教科書を用い、平成24年度に追加された内容は授業に支障が生じないよう、教材等の準備に努めてまいります。
19	算数・数学及び理科の指導内容の増加自体は評価できる。	系統的に学習する必要がある算数・数学及び理科について、新学習指導要領に円滑に移行できるよう、新学習指導要領の内容の一部を移行期間中から指導する必要があると考えており、補助教材を整備するなどその実施を円滑に行えるように努めてまいります。
20	不等号(<、>)が中学校1年から小学校2年へ移行されるが、移行措置案では平成21～23年度だけ小学校2年、中学校1年で指導することしか述べられていない。現在の小学校2年、3年はどこで学習する予定なのか。	用語・記号は、関係する内容と併せて学習することが適当であるため、用語・記号だけを移行措置の対象とはしていません。なお、新学習指導要領においても、中学校第1学年では、数量関係を文字を用いた不等式で表すことを扱うこととされており、そこで不等号を学習することになります。
21	素数が中学校3年から小学校5年へ移行されるが、平成22年度まで中学校3年で指導し、平成23年度だけ小学校5年、中学校3年で指導し、平成24年度以降は小学校5年で指導する予定になっている。現在の小学校3年～5年はどこで学習する予定なのか。	用語・記号は、関係する内容と併せて学習することが適当であるため、用語・記号だけを移行措置の対象とはしていません。新学習指導要領では小学校第5学年で約数を調べる過程で素数についても触れるものとしており、また、現行学習指導要領でも新学習指導要領でも中学校第3学年での素因数分解等の学習において、素数を学習します。
22	平成21年度の中学校1年数学の授業時数を増加するなら、それに伴ってに中学校2年生、3年生も授業時数を増加させた方がよい。	中学校の数学の授業時数について、教科担任制であることから教員の確保の観点も考慮し、段階的に授業時数を増加させることとしています。なお、中学校第2学年は新教育課程においても授業時数は増加しないこととなっています。
23	中学校数学について、移行措置の内容は高等学校の内容から持ってきた方がよい。	移行措置とは、本年3月28日に公示した新中学校学習指導要領の内容について、その一部を先行して実施することを定めたものです。なお、新中学校学習指導要領では、現行学習指導要領では高等学校で扱っている内容が一部移行してきています。
24	平成21年度小学校6年生は電流の働きは習わなくて良いのか、てこの利用は2回教えるのか。	平成21年度の小学校第6学年では「電流の働き」の学習を行います。また、てこの利用については、平成20年度の第5学年で学習し、平成21年度の第6学年では学習しません。
25	平成21、22年度の〈中学3年・理科〉について、学習内容と授業時間数に不均衡(授業時間数の不足＝学習内容の過多)が生じないようにすること。	平成21年度及び平成22年度の中学校第3学年に関する移行措置について、追加される内容を指導するのに必要な授業時数を増加させることとしており、ご指摘の不均衡は生じないものと考えています。

意見番号	意見	回答
26	<p>①「2力のつり合い」を指導せずに、垂直抗力や浮力の概念をきちんと理解させられるのでしょうか。垂直抗力は、扱い自体が3年に移動するのでしょうか。</p> <p>②「月の表面の様子」は小6段階で「クレーター」等の用語も含めて指導し、中3段階では大きく扱わないのでしょうか。</p> <p>③「教育出版」社の現行指導案では「生物の細胞と殖え方」の単元を2年生で学習することになっている。新指導要領ではこの単元は3年生で学習することと規定されていますが、この規定は移行措置段階ではどのように適用されるのでしょうか。</p> <p>④移行措置案の資料では平成21年に「酸化還元」をどこで扱うかが不明瞭。現行の教科書でのあつかいのままだとは思いますが、混乱を招かないよう補足の文を追加してはどうか。</p>	<p>①「力のつり合い」は、現行学習指導要領では中学校第1学年で扱っていますが、新学習指導要領では第3学年で扱うことになりました。その中で、垂直抗力の考え方についても学習することになります。また、浮力については、第1学年で「浮力が働くことにも触れる」程度であり、そのつり合いを理解させる趣旨ではないため、学習は可能と考えています。</p> <p>②「月の表面の様子」については、小学校6年生で扱うこととなっています。「クレーター」という用語については、学習指導要領には位置づけていませんが、触れることは可能です。中学校第3学年では「月の運動と見え方」を扱うこととしており、表面の様子を扱うことはしていません。</p> <p>③「生物と細胞」、「生物の殖え方」について、新学習指導要領では第1分野の(5)であり、第3学年で指導することになっています。移行措置期間中も同様です。</p> <p>④「酸化と還元」については、平成21年度は第3学年で扱うこととしております。</p>
27	<p>外国語活動の前倒し実施は、現行学習指導要領の要であった総合的な学習の時間を廃止する方向性を示したものと疑念を抱く。</p>	<p>総合的な学習の時間の重要性については、今回の改訂でも変わるものではなく、移行期間中を含めて新学習指導要領でも引き続き必要な時間数を確保しています。</p>
28	<p>小学校英語で、生の英語に触れられる機会が少ないので、受験英語のようになっていかなないかが心配である。</p>	<p>小学校における外国語活動について、中学校における文法等の指導を前倒しするものではなく、言語と文化に対する理解を深めることや、積極的にコミュニケーションを図る態度を育成することを目標としています。</p>
29	<p>①告示案では、理数を中心に前倒しという事前説明と大きく異なり、総則・道徳など多岐にわたって前倒し適用されているが、文部科学省の見解のみで拙速に前倒し導入すべきではない。</p> <p>②移行措置告示での「よるものとする」「よることもできるものとする」の差異が不明確。</p> <p>③音楽などで小学校学習指導要領によってもできるものとする、としながらも、但し書きで「よるものとする」と義務化するように読めるのは、解釈が複数可能となる。これらを含め有識者による再考の必要がある。</p>	<p>①移行措置においては、可能なものは前倒しして実施することとしており、その観点から総則及び道徳などについては先行して実施することとしています。</p> <p>②「よることとする」は必ずそれによることを表しており、「よることができることとする」は学校の判断でそれによることもよらないこともできることを表しています。</p> <p>③音楽等におけるただし書部分については、移行期間中から必ず指導することが必要なことを規定しています。</p>

(条件整備に関すること)

意見番号	意見	回答
30	移行期間の総授業時数増により、学校現場はよりいっそう多忙化、混乱することが予想される。子どもと向き合う時間の確保のためにも、学校現場の多忙化を解消する方策が必要である。	新学習指導要領は、関係法令や中央教育審議会の議論を踏まえ、改訂しました。その新学習指導要領を円滑に実施に移すためには、系統的に学習する必要がある算数・数学及び理科については、新学習指導要領の内容の一部を移行期間中から指導する必要があると考えており、所要の授業時数を確保することが必要です。教員の子どもと向き合う時間を拡充するため、平成20年度は教職員定数の改善や外部人材の活用、学校支援地域本部の創設、文部科学省が行う調査の軽減など、学校現場の負担軽減にも努めてまいります。また、新学習指導要領の円滑な実施のための条件整備の取組を進めてまいります。
31	授業時数の増よりも学級の児童・生徒数の減を優先させるべき。	今回の改訂における授業時数の増加の目的は、指導内容の増加だけではなく、つまぎやすい内容を確実に身に付けるための繰り返し学習や、観察・実験、レポート作成や論述などの時間を確保することであり、子どもたちが学習にじっくり取り組むことを重視しています。新学習指導要領の円滑な実施のための条件整備の取組を進めてまいります。
32	教職員の定数増など人的措置や、教材教具のための予算の拡充など、財源確保、条件整備を進めてから移行措置・学習指導要領の本格実施を行うべき。	新学習指導要領の円滑な実施のための条件整備の取組を進めてまいります。
33	本移行措置を実施するのに、どの教科の先生をいつまでに何人増やせばいいのかも、示していただきたい。	具体的な人数などは、各地域や学校の状況によりますので、一律にお示しすることは困難です。
34	移行期間中に授業時数の増加は行うべきではない。	算数・数学及び理科については、系統的に学習する必要があるため、新学習指導要領に円滑に移行できるよう、新学習指導要領の内容の一部を移行期間中から指導する必要があり、そのための授業時数の確保が必要です。補助教材を整備するなどその実施を円滑に行えるように努めてまいります。
35	理数について、教科書に載っていない内容を加えて指導する際には、補助教材を国が責任を持って作成、配布しているとしているが、教材の選定やカリキュラム作りは、子どもの学習や地域の実態に即し、学校や教職員の責任において行うものであり、国が作成した補助教材は、教材作りや教材研究の資料として配付すべき。	教育課程の編成や教材の選定は基本的には各学校が行うものです。なお、移行期間中に一部指導内容が前倒しとなる算数・数学及び理科については、指導する教員や児童生徒が使いやすいものという観点で補助教材を作成し、来年度の授業に支障を生じないように配布する予定です。

意見番号	意見	回答
36	教材の選定やカリキュラムの作成は、学校や地域の実態を踏まえ、学校が作成していくことが大切。	教育課程の編成や教材の選定は基本的には各学校が行うものです。なお、移行期間中に一部指導内容が前倒しとなる算数・数学、理科や新たに導入された小学校外国語活動については、各学校における教育活動を支援する観点から補助教材を作成・配布することとしています。
37	夏休みまでに理数の補助教材を発行してほしい	移行期間中に一部指導内容が前倒しとなる算数・数学及び理科の補助教材については、指導する先生方や児童生徒が使いやすいものという観点で作成し、来年度の授業に支障を生じないように配布する予定です。
38	小学校の外国語活動導入に当たっては、ALTや専科教員などの人的措置、教員養成などの条件整備、事前準備が必要	新学習指導要領の円滑な実施のための条件整備の取組を進めてまいります。たとえば「英語ノート」や音声CD、デジタル教材の配布、教員研修などを行ってまいります。
39	「英語ノート」の配布で、移行措置中の導入は学校裁量といいつつ外国語活動への対応が必要になると思われる。十分な条件整備がないまま外国語活動に取り組むことになれば、早い段階から子どもたちへの英語嫌いを作り出しかねない。	新学習指導要領の円滑な実施のための条件整備の取組を進めてまいります。たとえば「英語ノート」や音声CD、デジタル教材の配布、教員研修などを行ってまいります。
40	指導内容が増えた部分についての十分な研修期間の保障が必要	新学習指導要領の内容をご理解いただけるよう、説明会を開催したり、関係資料を提供するなど、平成20年度にできるだけ新学習指導要領の研修の機会を提供できるように努めてまいります。特に、新たに必修となる小学校外国語活動や、中学校保健体育(武道)等については、きめ細かい対応をしてまいります。